

平成28年度中山間地域等直接支払制度の運用の見直しについて

1. 背景

中山間地域等直接支払制度では、平成27年度からの第4期対策において、農業者の高齢化や病気による協定参加者数の減少等により、取組面積が約3万ha減少。取組への参加促進が必要。

平成26、27年度取組面積

H26年度(実績) ①	H27年度(見込) ②	②/①
687,220ha	654,159ha (▲33,061ha)	95.2% (▲4.8%)

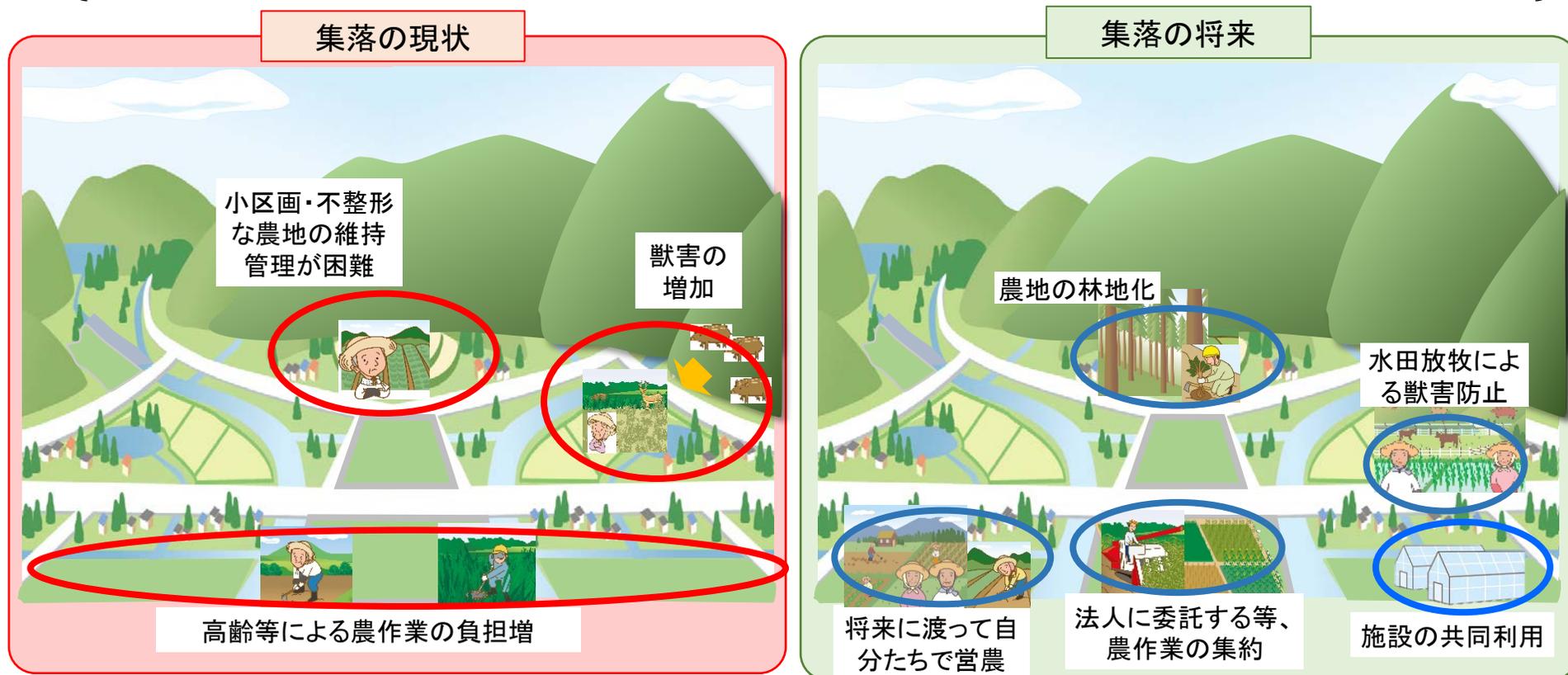


2. 内容

- (1) 協定参加者数が減少した集落等を支援する次の取組への加算措置を平成27年度から実施中。
 - ① 複数の集落が連携した活動体制づくり
 - ② 近隣集落による小規模・高齢化集落の農業生産活動への支援
- (2) しかしながら、現在の運用では協定活動の継続が難しくなった場合、原則として全農地に係る交付金の全額返還が必要。このことが、複数集落の連携等をためらう要因の一つ。
- (3) このため、地域の将来に関する計画（集落戦略）を作成した上で、(1)の取組等を実施する場合は、一部の農地について協定活動の継続が困難となっても、全農地に係る交付金の全額返還を求めず、当該一部農地のみ返還とする仕組みを創設。（別紙1、2、3）
- (4) このほか、地域の要望を踏まえ改善。（別紙4）

【集落戦略の作成イメージ】

集落戦略を作成するに当たっては、地域の重要な資源である農地をどのように将来に引き継いでいくか等、無理のない範囲で集落の将来について話し合うことが重要。



集落戦略を作成するための話し合い



- 地域の将来
- 地域の農地をどのように引き継いでいくか 等

○ 集落連携・機能維持加算に取り組む協定、又は、合計15ha以上の協定については、集落戦略を作成することで5年間の農業生産活動を維持できなかった場合の返還規定を見直し。

集落協定

① 集落連携・機能維持加算に取り組む場合

集落協定の広域化支援

<複数集落が連携して広域の協定を締結し、おおむね50戸以上の規模の集落を支援>

小規模・高齢化集落支援

<19戸以下、かつ、高齢化率が50%以上の集落を支援>

② 協定の規模拡大に取り組む場合

合計15ha以上の集落協定

※①、②のいずれの場合においても、集落戦略の作成が必須

③ その他（上記以外の協定）

返還規定

（例：一部の農地について協定活動の継続が難しくなった場合）

○今回見直し
耕作又は維持管理が行われなかった部分のみについて、交付金を協定認定年度に遡って返還

※農業者の高齢、病気等のやむを得ない場合は、全額返還免除

○変更なし
（協定農用地の全てについて、交付金を協定認定年度に遡って返還）

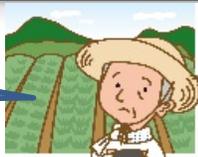
※農業者の高齢、病気等のやむを得ない場合は、全額返還免除

「集落戦略」の作成に向けた取組と記載例

中山間地域等直接支払制度の取り組みを断念した方や
継続を心配している方へ

こういった理由ではありませんか？

まだ農業は続けるけど、万が一耕作できなくなっ
たときに集落に迷惑かけたくない……

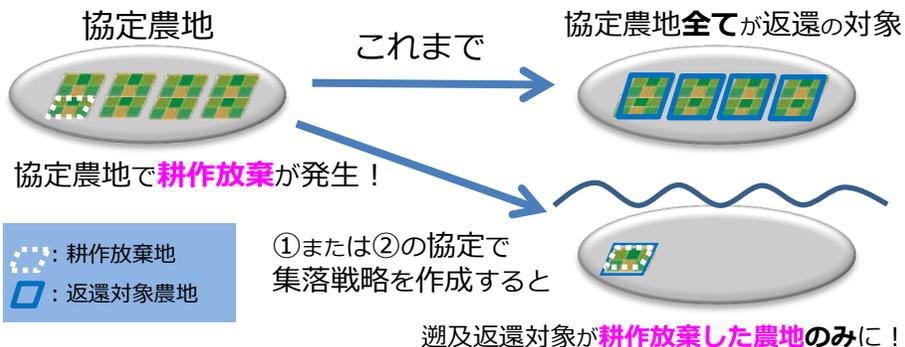


こういった声を受けて、中山間地域等直接支払制度を
一部見直しました！！

見直しのポイント

①、②のどちらかを満たしている協定は、**集落戦略**を作成
することで農地が耕作放棄されたときなどの交付金の返還が**全
ての協定農地**から**耕作放棄された農地のみ**に緩和されます。

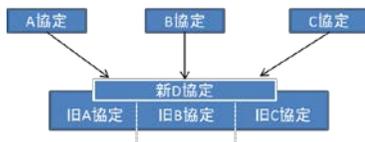
- ①協定農地が合計15ha以上（現況でも新規統合でもOK）
- ②集落連携・機能維持加算に取り組んでいる



Q. ①を満たすために協定を統合したいけどそのための手続きの量は？

A. 統合に必要な手続きは煩雑ではありません！

協定の統合については、右図のようにそれぞれの旧協定
がそれぞれの考え方を持った状態としてもかまいません。
(無理に一元化する必要はありません。)
詳しくは裏面の連絡先にご相談ください。



集落戦略の記載例

【記載例】

①それぞれの農地の将来像について
該当する箇所“○”印をつけて下さい。

②課題があれば
記入して下さい。

1. 協定農用地の将来像

地番	地目	農用地積(㎡)	現況	管理者	農用地の将来像(概ね10~15年後)						農用地を将来(概ね10年~15年後)に向けて維持するための課題
					管理者が引き続き耕作	担い手等に委託予定	担い手等に委託希望	農地中間管理機構への貸付を希望	草刈り等の管理のみ	その他	
121	田	800	耕作	農林 太郎			○				引き受け手の確保
122	田	900	耕作	農林 次郎	○						なし
...

○人・農地プランで、既に将来の農地の利用等が決まっている農地は、
その内容を踏まえて“○”印を付けて下さい。

③集落全体での課題(農業のこと以外も可)
と対策を記載して下さい。

2. 集落の将来像

(1) 協定農用地を含む集落全体の課題と対策

区分	課題	対策	対応者	対策の実施時期	実施に用いる手段
農地	草刈り	防草シート設置	集落協定組織	H30~H31	中山間直払交付金を活用
農道	損傷	補修	集落協定組織	H35	県の事業を活用
...

(2) 集落の将来像

例 ○集落出身者がUターンして担い手になってもらえるように働きかける。
○地域おこし協力隊にきてもらえるよう町に相談する。

④協定農用地を含む集落全体の課題と対策
等について具体的に記載して下さい。

○集落マスタープランの内容を使う場合は、“集落マスタープランと同じ”
と記入して下さい。

○地域のその他の計画(市町村の計画などに定めた地域の将来像)の
内容を使う場合は、“○○計画で作成した内容と同じ”と記入し、その
資料を添付して下さい。

平成28年度中山間地域等直接支払制度の運用改正の概要

1 交付金の返還免除等の拡大

(1) 集落戦略を作成した場合における、交付金の遡及返還免除等について規定。

略（別紙2のとおり）

(2) 平成27年8月の改正に合わせて、地域再生法に基づく整備誘導施設（※）への農地転用の場合の交付金の遡及返還の免除を規定。

※地域再生拠点区域においてその立地を誘導すべき教育文化施設等

(3) 協定対象農地を、「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等の支柱設置用地」とした場合に加えて、発電シート等の支柱以外の設備についても当該用地の分のみ遡及返還を求める。

2. 地目変更の取扱い

協定認定以降に採択された土地改良事業に伴う地目変更（田→畑など）における交付金の取扱いについて、経過措置として本対策期間中（平成27～31年度）は変更前の地目の単価とする取扱いを新設。

中山間地域等直接支払交付金

参考

【平成28年度予算額 263.0(290.0)億円】

○ 中山間地域等の農業生産条件の不利を補正することにより、農業生産活動を将来に向けて維持する活動を支援

【対象地域】

地域振興8法等指定地域及び知事が定める特認地域

特定農山村法、山村振興法、過疎法、半島振興法、
離島振興法、沖縄振興法、奄美群島法、小笠原諸島法、
東日本大震災復興特別区域法

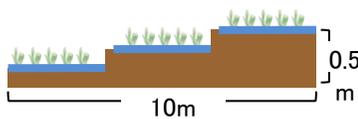
【対象者】

集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う
農業者等

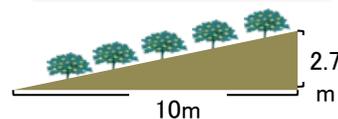
【主な交付単価】

地目	区分	交付単価 円/10a
田	急傾斜(1/20~)	21,000
	緩傾斜(1/100~)	8,000
畑	急傾斜(15度~)	11,500
	緩傾斜(8度~)	3,500

水田:急傾斜(傾斜:1/20)



畑:急傾斜(傾斜:15°)



○ 集落等を単位として、農地の管理方法や役割分担を取り決めた協定を締結し、それに基づき行われる農業生産活動等を支援するため、面積に応じて一定額を交付

○ 交付金の配分方法は集落内の話し合いで決定

【集落協定に基づく活動】

- ① 農業生産活動等を継続するための活動(農作業委託等による耕作放棄の防止、鳥獣害対策等)
- ② 体制整備のための前向きな取組(生産性向上の取組、女性・若者等の参画、持続可能な生産体制の構築)

【加算措置】

○ 高齢化や人口減少により、農業生産活動の継続に支障が生じることが懸念されている中山間地域等において、地域の農業や集落機能などが継続されるために追加的に措置

【集落連携・機能維持加算】

① 広域で集落協定を締結し、将来の集落維持に向けた活動を支援

複数集落が連携した広域の集落協定を対象に、人材確保や集落間の連携活動体制づくりを支援

【単価】

地目にかかわらず
3,000円/10a



② 小規模・高齢化集落の農用地の生産維持を支援

協定集落が小規模・高齢化集落の農用地を取り込んだ形で行う農業生産活動を支援

【単価】

田	畑
4,500円/10a	1,800円/10a

【超急傾斜農地保全管理加算】

超急傾斜地(田:1/10以上、畑:20度以上)の農用地について、その保全や有効活用に取り組む集落を支援



石積みのある超急傾斜地

【単価】

田・畑
6,000円/10a

